

変更届【法人】チェックリスト

事務所名		
担当者名		
連絡先(tel/fax/e-mail など)		
↑書類のやり取りができるメールアドレス等を必ず記載しこのチェックリストを添付してご提出ください。		
■建築士事務所名称、建築士事務所所在地		
①変更届出書		該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②理由書		法人名称、代表者氏名・役名の記載※変更後 2週間が経過した場合
■法人事務所(登記)名称、法人事務所(登記)所在地		
①変更届出書		該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②登記履歴事項全部証明書		3ヶ月以内に発行されたもの 変更事項が確認できる履歴が掲載されていること
③理由書		法人名称、代表者氏名・役名の記載 ※変更後 2週間が経過した場合
■法人役員(申請者である代表取締役)		
①変更届出書		該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②役員名簿		建築士法上の役員を記入 ※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない
③略歴書		申請者氏名の記入 署名・押印は不要
④誓約書		法人名称、代表者氏名役名の記入 署名・押印は不要
⑤登記履歴事項全部証明書		3ヶ月以内に発行されたもの 変更事項が確認できる履歴が掲載されていること 退任された役員の方の記録で、最新の登記には記載されなくなった事項の場合は、閉鎖事項証明書をご提出ください。
⑥理由書		法人名称、代表者氏名・役名の記載 ※変更後 2週間が経過した場合
■法人役員(申請者でない代表取締役・取締役等)		
①変更届出書		該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②役員名簿		建築士法上の役員を記入 ※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない
③誓約書		法人名称、代表者氏名役名の記入 署名・押印は不要
④登記履歴事項全部証明書		3ヶ月以内に発行されたもの 変更事項が確認できる履歴が掲載されていること 退任された役員の方の記録で、最新の登記には記載されなくなった事項の場合は、閉鎖事項証明書をご提出ください。
⑤理由書		法人名称、代表者氏名・役名の記載 ※変更後 2週間が経過した場合

建築士住所等の届出は、必要な場合直接建築士会へ【令和3年4月より】ご提出ください。

<http://www.ehime-shikai.com/architect/registry>

登記履歴事項全部証明書は窓口で原本確認できれば写しをご提出いただいたのでかまいません。

一級□

二級□

木造□

建築士事務所登録事項変更届

下記のとおり登録事項に変更が生じましたので、

□建築士法第23条の5第1項

□建築士法第23条の5第2項

の規定により届け出ます。

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人愛媛県建築士事務所協会会長様

令和 年 月 日

事務所法人 法人名称

開設者役職・氏名

建築士事務所 所在地

建築士事務所 名称

建築士事務所 登録番号

第 号

建築士事務所 登録年月日 令和 年 月 日

変更事項		変更前		変更後		変更年月日
建築士事務所	ふりがな 名 称□					令和 年 月 日
	所在地□ 電話番号□	〒		〒		令和 年 月 日
	TEL	TEL				
開設者	個人 ふりがな 氏 名□					令和 年 月 日
		〒		〒		令和 年 月 日
	法人 住 所□	〒		〒		令和 年 月 日
		TEL		TEL		
	法人 ふりがな 名 称□					令和 年 月 日
		〒		〒		令和 年 月 日
管理建築士	法人代表者 役名氏名□					令和 年 月 日
	役 員□	役員変更者は愛指定様式2別添1へ記載のこと				
	ふりがな 氏 名 □					令和 年 月 日
	免 許 □	登録種別	一級・二級・木造	登録種別	一級・二級・木造	
		登録番号		登録番号		
	管理建築士 講 習□			修了証番号	修了年月日	
所属建築士□		愛指定様式2別添2 所属建築士変更事項のとおり				別紙記載

〔備考〕1 所属建築士の変更は建築士法第23条の5第2項、それ以外の変更は同条第1項となります。

2 変更事項欄の記入は変更のあった欄のみ記載してください。□ チェックを入れてください。

3 法人の代表者・役員に変更があった場合には愛指定様式2別添1を、

所属建築士の変更があった場合には愛指定様式2別添1別添2を必ず添付してください。

理由書

令和 年 月 日

愛媛県指定事務所登録機関
一般社団法人愛媛県建築士事務所協会長 様

住 所
(法人所在地)

氏名
(法人名称及び
代表者役職・氏名)

建築士事務所の登録事項の変更については、建築士事務所の登録事項の変更については、

□建築士法第23条の5第1項により、2週間以内に届け出なければならない

□建築士法第23条の5第2項により、3ヶ月以内に届け出なければならない

となっていますが、下記の理由により届け出が遅れました。

今後、このようなことがないように留意します。

記

理由：